

第 3 回 門真市上下水道事業経営審議会

資料（水道事業）

令和元年 10 月 11 日

前回審議会での質疑・意見について

1. 特別損失について

(前回ご意見等の内容)

今後、特別損失額を見込まないとしているが、何か起こったときに問題はないのか。

(お答え)

次頁よりお示ししております。

2. 財政計画の見直しについて

(前回ご意見等の内容)

今回の財政計画の見直し時期（定期的な見直しや見直し条件等）についてはどう考えているか。

(お答え)

資料2-2 の8ページに記載しています。

1. 特別損失を見込まない理由について

1-1 特別損失について

特別損失とは、通常の事業活動では発生しない、その期だけ例外的に発生した損失のことであり、あくまで「臨時的」に発生し、「多額」であるという点が特徴となっています。

臨時 ⇒ その事業にとって、毎年度は発生しないようなものを指します

多額 ⇒ その事業の業務の中で普通は発生しない規模の損失のことを指します

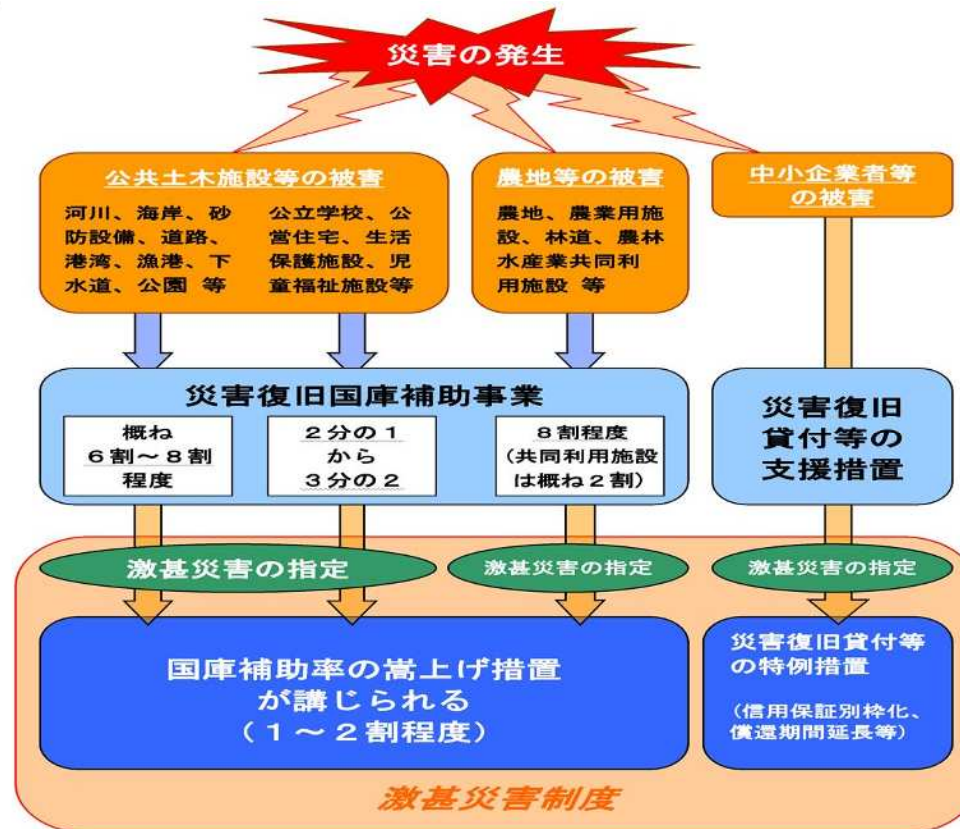
本市水道事業においては、以下の理由のより特別損失は見込まないこととしています。

- ① **地震などの災害により水道施設等に被害が出た場合は、国より特別な財政措置がとられること。**
- ② **災害復旧に係る費用を水道料金算定に含めると、必要以上に料金水準が高く設定されること。**

なお、昨年度の大阪府北部地震において、本市では水道施設に被害は生じませんでした。が、「東日本大震災」や「熊本地震」に匹敵するような大規模災害が発生した場合には、既存の計画そのものを見直すこととします。

1-2 災害発生時の財政スキームについて

- ◆ 台風や大雨などの自然災害により公共施設等が被災した場合、一定の要件に該当する災害復旧事業については、その経費の一部を国が負担又は補助する制度があり、災害対策基本法にて定められています。
- ◆ 災害は、一般災害と激甚災害の2つに区分されます。一般災害における補助率は各事業ごとに定められていますが、東日本大震災のような激甚災害の指定を受けるものについては、補助率が嵩上げされます。



1-3 東日本大震災での事例

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う特別な財政措置については、総務省より「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」が各都道府県に通知されています。

これによると、災害復旧事業の事業費のうち国庫補助負担額に加え、通常の建設改良においての一般会計繰出金相当の額に一定の率（水道事業の場合は10%）を乗じた額を補助額としています。また、東日本大震災の被災による収入の減少等に伴い、資金不足に陥る場合についての財政措置も行っています。

被害を受けた水道管



被害を受けた配水池



震災前

震災後

※2011年東日本大震災水道施設 被害等現地調査団報告書（厚生労働省健康局水道課・社団法人日本水道協会）より

水道料金見直しに係る財政計画

目 次

第 1 章 財政計画と実績額について	1
1 収益的収支の乖離について	1
2 資本的収支・資金残高の乖離について.....	2
3 収支算定条件の見直しについて	3
第 2 章 収支算定条件見直し後の収益的収支の状況	6
第 3 章 水道料金の見直し	7
1 水道料金の見直し条件について	7
2 水道料金のあり方について	8
第 4 章 水道料金見直し後の財政計画	9
1 収益的収支の見通し	9
2 資本的収支の見通し	10
3 経営指標の見通し	11

第1章 財政計画と実績額について

1 収益的収支の乖離について

水道事業ビジョンにて推計した収益的収支と水道事業ビジョン策定後の実績状況を示します。

収益的収入は平成30（2018）年度では推計より若干の減少がありますが、平成29（2017）年度は推計を大きく上回る収入となっています。

対して収益的支出は、推計よりも支出額を抑制することができており、純利益が増加する要因となっています。

表 1.1 収益的収支の実績

(百万円)

年度	H29			H30		
	収益的収入	収益的支出	純利益	収益的収入	収益的支出	純利益
水道事業ビジョン推計	2,813	2,397	416	2,780	2,385	395
実績	2,900	2,316	584	2,764	2,172	592
差額	87	▲81	168	▲16	▲213	197

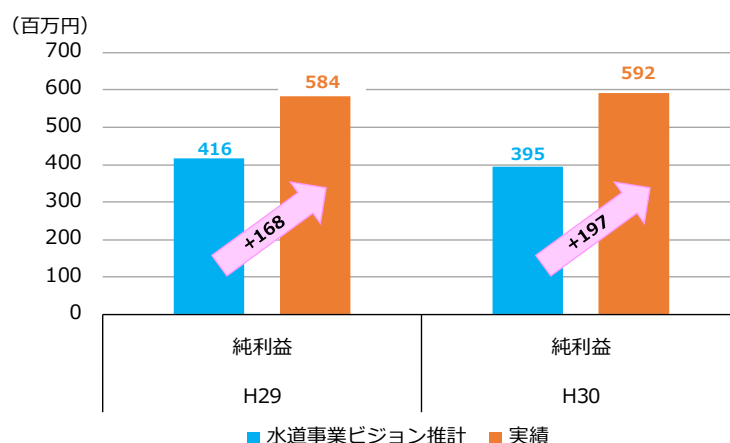


図 1.1 収益的収支の推計と実績

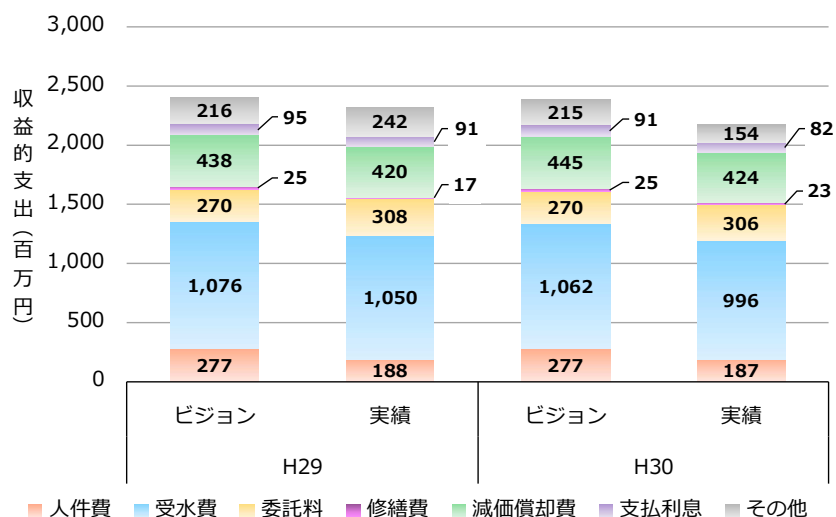


図 1.2 収益的支出の推計と実績

2 資本的収支・資金残高の乖離について

資本的収支については、水道事業ビジョンにて推計した収支と実績では大きな差はありませんが、資金残高は策定当時に推計した額よりも2ヶ年で776百万円程度増加しています。

資金残高については、年々増加傾向です。

本市水道事業の資金残高が増加している主な要因は、下水道工事に伴う移設依頼工事の増加により管路工事費に対する工事負担金収入が増加し、自己財源で実施する工事が減少しているためです。

表 1.2 資本的収支の推計と実績

(百万円)

年度	H29			H30		
	資本的収入	資本的支出	資金残高	資本的収入	資本的支出	資金残高
水道事業ビジョン推計	423	1,175	2,425	415	1,270	2,398
実績	412	1,120	3,004	152	942	3,174
差額	▲11	▲55	579	▲263	▲328	776

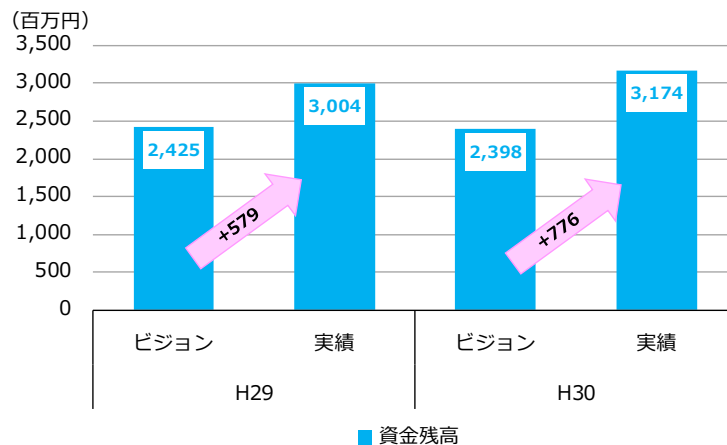


図 1.3 資金残高の推計と実績

3 収支算定条件の見直しについて

水道事業ビジョン策定後、毎年度の純利益が計画値を大きく上回っていることから、収支算定条件を見直すこととします。収支算定条件の見直し内容は以下のとおりです。

表 1.3 収支算定条件の見直し

人件費		
直近予算額	⇒	直近決算額

修繕費		
直近予算額	⇒	直近3ヶ年決算平均額

支払利息		
利率 2.0%	⇒	利率 1.0%

特別損失		
直近3ヶ年決算平均額	⇒	見込まない

(1) 人件費の見直し

人件費を直近予算額から直近決算額へ見直します。
以下に、見直し前及び見直し後の差額を示します。

表 1.4 人件費の見直し額 (千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
見直し前	223,640	223,640	223,640	223,640	223,640	223,640	223,640	1,565,480
見直し後	186,869	186,869	186,869	186,869	186,869	186,869	186,869	1,308,083
差額	▲36,771	▲36,771	▲36,771	▲36,771	▲36,771	▲36,771	▲36,771	▲257,397

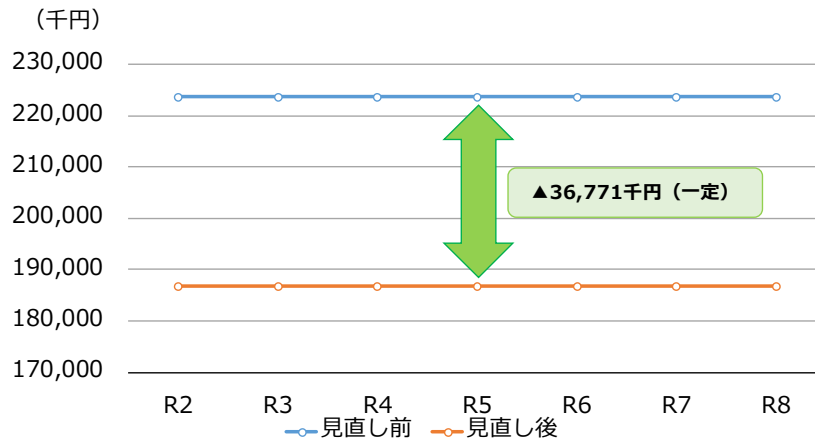


図 1.4 人件費の推計

(2) 修繕費の見直し

修繕費については、直近予算額から直近3ヶ年決算平均額へ見直します。

以下に、見直し前及び見直し後の収支を示します。

表 1.5 修繕費の見直し額 (千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
見直し前	25,132	25,132	25,132	25,132	25,132	25,132	25,132	175,924
見直し後	18,146	18,146	18,146	18,146	18,146	18,146	18,146	127,022
差額	▲6,986	▲6,986	▲6,986	▲6,986	▲6,986	▲6,986	▲6,986	▲48,902

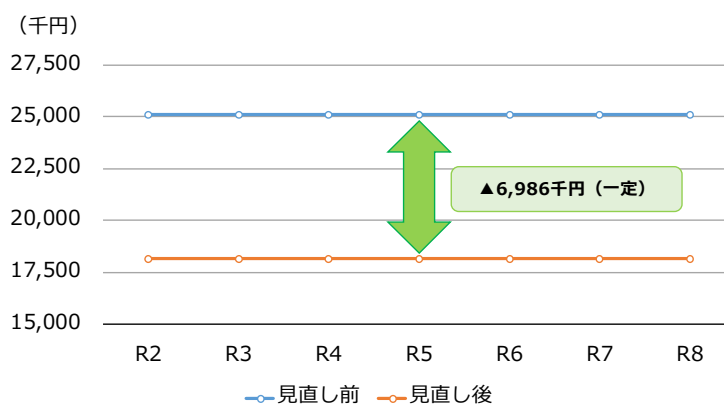


図 1.5 修繕費の推計

(3) 支払利息の見直し

支払利息の見直しについては、利息に係る利率を2.0%から1.0%へ見直します。

以下に、見直し前及び見直し後の収支を示します。

表 1.6 支払利息の見直し額 (千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
見直し前	68,284	64,595	62,002	62,842	64,687	65,274	65,801	453,485
見直し後	67,244	61,661	56,731	54,040	52,343	50,340	48,715	391,074
差額	▲1,040	▲2,934	▲5,271	▲8,802	▲12,344	▲14,934	▲17,086	▲62,411

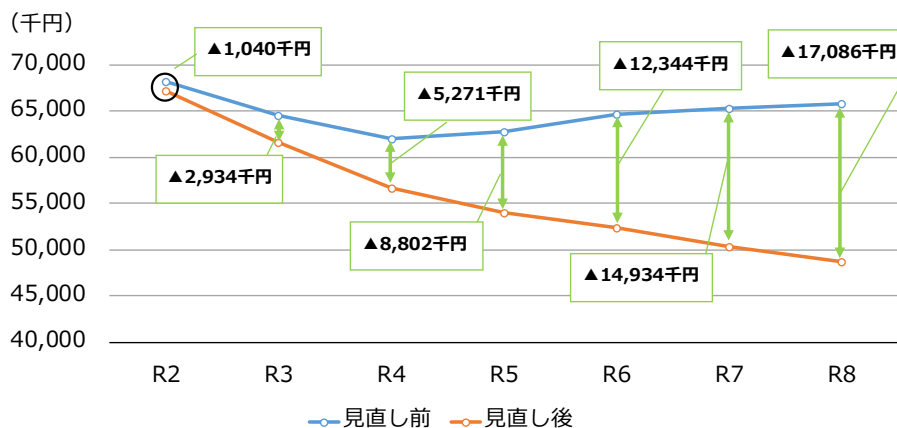


図 1.6 支払利息の推計

(4) 特別損失額の見直し

特別損失は、通常発生するものではなく、災害損失等のための臨時かつ巨額の支出や過年度損益修正損が計上されるものです。

水道事業ビジョンの推計では、平成 26（2014）年度の会計基準改正時に係る費用を含めた 3 ヶ年決算平均額で算出されていましたが、現時点では、見込まないこととします。

表 1.7 特別損失の見直し額 (千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
見直し前	18,046	18,046	18,046	18,046	18,046	18,046	18,046	126,322
見直し後	0	0	0	0	0	0	0	0
差額	▲18,046	▲18,046	▲18,046	▲18,046	▲18,046	▲18,046	▲18,046	▲126,322

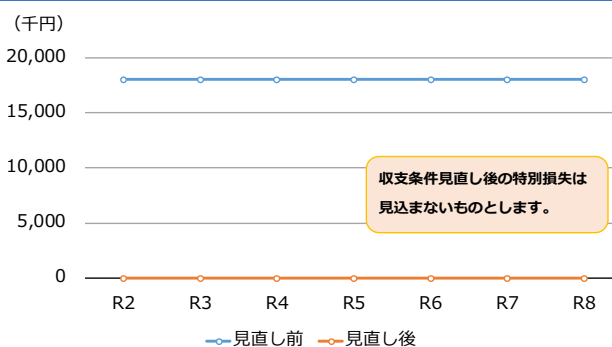


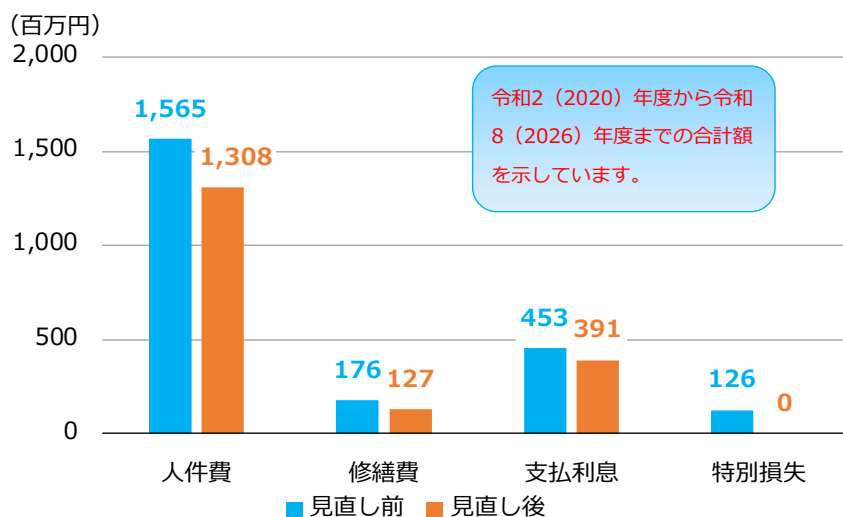
図 1.7 特別損失額の推計

(5) 収支算定条件の見直しによる影響額

収支算定条件の見直しによる、各項目における令和 2（2020）年度から令和 8（2026）年度までの影響額を示します。

表 1.8 各収支項目の合計額と影響額 (百万円)

項目	人件費	修繕費	支払利息	特別損失	合計
見直し前	1,565	176	454	126	2,321
見直し後	1,308	127	391	0	1,826
影響額	257	49	63	126	495



項目	年間当たりの影響額
人件費	37
修繕費	7
支払利息	9
特別損失	18
合計	71

図 1.8 収支項目の合計額の比較

第2章 収支算定条件見直し後の収益的収支の状況

第1章にて示した収支算定条件の見直しにより、収益的収入においては収入項目にて見直しを行っていないため見直し前と見直し後で変化はありませんが、収益的支出については令和2（2020）年度から令和8（2026）年度の7ヶ年で495百万円を抑制しており、その影響により純利益も増加します。

表 2.1 収益的収支の見直しによる影響額

(千円)

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
収益的収入	見直し前	2,669,463	2,631,689	2,592,670	2,560,897	2,517,351	2,479,719	2,440,152	17,891,941
	見直し後	2,669,463	2,631,689	2,592,670	2,560,897	2,517,351	2,479,719	2,440,152	17,891,941
収益的支出	見直し前	2,246,321	2,229,904	2,215,975	2,235,730	2,254,551	2,263,234	2,248,990	15,694,705
	見直し後	2,183,478	2,165,167	2,148,901	2,165,125	2,180,404	2,186,497	2,170,101	15,199,673
純利益	見直し前	423,142	401,785	376,695	325,167	262,800	216,485	191,162	2,197,236
	見直し後	485,985	466,522	443,769	395,772	336,947	293,222	270,051	2,692,268
影響額	収益的収入	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	▲ 62,843	▲ 64,737	▲ 67,074	▲ 70,605	▲ 74,147	▲ 76,737	▲ 78,889	▲ 495,032
	純利益	62,843	64,737	67,074	70,605	74,147	76,737	78,889	495,032

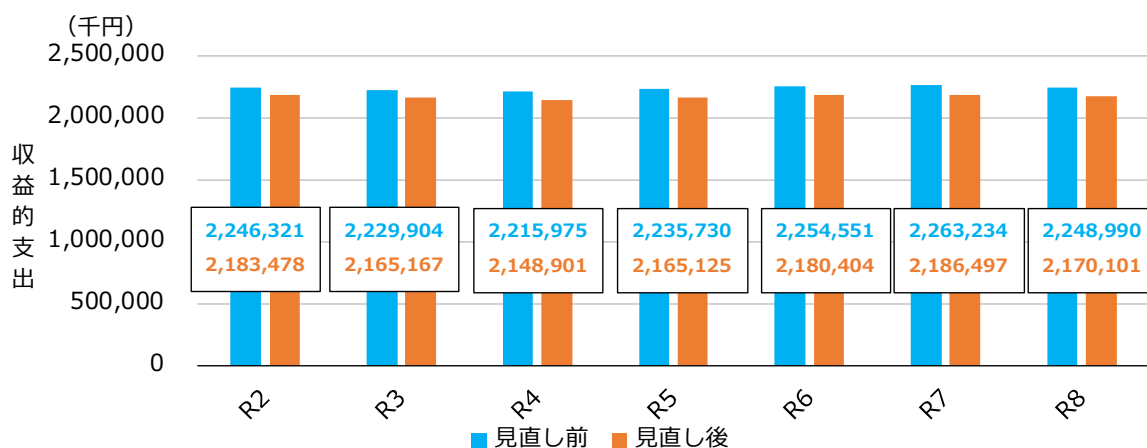


図 2.2 収益的支出の影響額

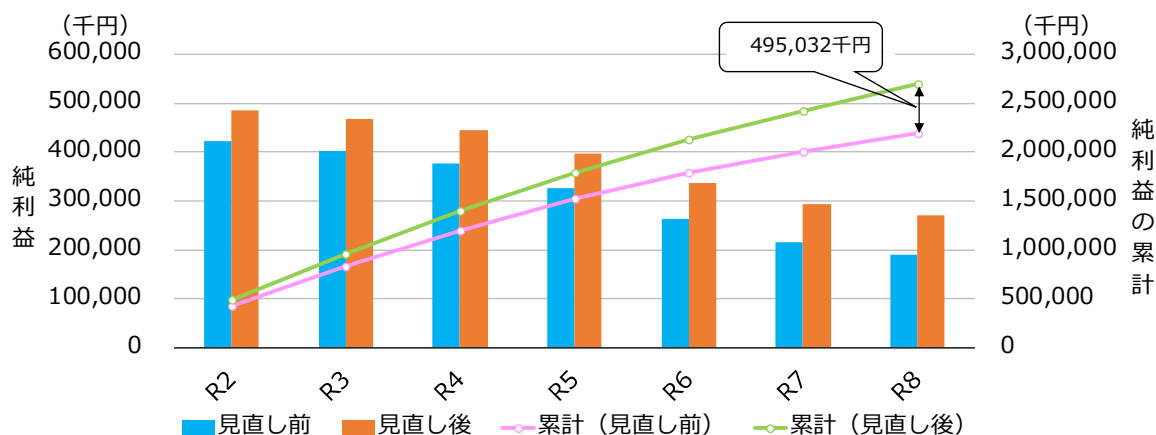


図 2.3 純利益の影響額

第3章 水道料金の見直し

1 水道料金の見直し条件について

水道料金の見直しについては、本市水道事業ビジョンと実績での乖離額及び収支算定条件の見直し前後での乖離額における相当分を考慮したうえで見直しの対象とします。

<条件1>

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度における水道事業ビジョン計画値と実績との純利益の乖離額相当分を水道料金の見直し対象額とします。

表 3.1 水道事業ビジョンと実績との乖離額

(千円)

項目	H28	H29	H30	R1 [*]	合計
純利益乖離額	229,811	167,981	196,992	124,044	718,828

<条件2>

収支算定条件の見直しに伴う令和2（2020）年度から令和8（2026）年度における収益的支出の減少額を水道料金の見直し対象額とします。

表 3.2 水道事業ビジョンと実績との乖離額

(千円)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
純利益増加分	62,843	64,737	67,074	70,605	74,147	76,737	78,889	495,032

<条件1>及び<条件2>の合計額を水道料金の見直し対象額とします。

表 3.3 料金見直し相当額

(千円)

項目	計画と実績との乖離額				収支条件の見直しによる利益増加分								合計
	H28	H29	H30	R1 [*]	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
料金見直し相当額	229,811	167,981	196,992	124,044	62,843	64,737	67,074	70,605	74,147	76,737	78,889	1,213,860	

※令和元（2019）年度の純利益においては、現状では決算値が確定していないため平成28（2016）年度から平成30（2018）年度における（予算値/決算値×100）の平均値を令和元（2019）年度の予算値に乗じて推定しています。

2 水道料金のあり方について

水道料金のあり方を検討する期間については、「水道料金算定要領」（平成 27 年 2 月；（公社）日本水道協会）では、料金算定期間について「概ね 3 年～5 年を基準とする」と示されています。

一般的には、上記の条件により算定期間を定めることを基本としていますが、本市水道事業においては、以下の事項を踏まえて料金算定期間を設定します。

<事項 1>

水道事業ビジョンの財政計画期間の最終年度が令和 8（2026）年度であること。

<事項 2>

アセットマネジメントの見直しを平成 30（2018）年度に実施したこと。

<事項 3>

水道料金体系の最適化に関する検討を水道事業ビジョン計画期間内で行うことを実施方針として挙げていること。

以上のことから、本市水道事業における水道料金算定期間は令和 2（2020）年度から令和 8（2026）年度の 7 年間として、その間で見直し対象とした約 12.1 億円相当の料金見直しを行います。

なお、今後は料金水準の妥当性を確保するため、令和 3（2021）年度の水道事業ビジョン中間見直し時をはじめ、概ね 3 年から 5 年毎に経営指標等より検証を行います。

令和 9 年度以降については改めて検討することとします。

第4章 水道料金見直し後の財政計画

1 収益的収支の見通し

収益的収入は、令和3（2021）年度より水道料金を見直すため減少傾向を示していますが、収益的支出については、収支算定条件の見直しに伴い、令和2（2020）年度より毎年度の支出額を抑制しています。純利益についても上記の影響により、水道事業ビジョンでの推計値を下回っていますが、赤字は発生せず利益を確保できています。

表 4.1 料金見直し後の収益的収支の見通し

(千円)

項目		H30	R1	料金算定期間								料金算定期間 (R2～R8)の合計
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
収益的収入	見直し前	2,764,118	2,922,073	2,669,463	2,631,689	2,592,670	2,560,897	2,517,351	2,479,719	2,440,152	17,891,941	
	見直し後	2,764,118	2,922,073	2,669,463	2,421,254	2,385,637	2,356,634	2,316,919	2,282,501	2,246,318	16,678,726	
収益的支出	見直し前	2,172,187	2,580,472	2,246,321	2,229,904	2,215,975	2,235,730	2,254,551	2,263,234	2,248,990	15,694,705	
	見直し後	2,172,187	2,580,472	2,183,478	2,165,167	2,148,901	2,165,125	2,180,404	2,186,497	2,170,101	15,199,673	
純利益	見直し前	591,931	341,601	423,142	401,785	376,695	325,167	262,800	216,485	191,162	2,197,236	
	見直し後	591,931	341,601	485,985	256,087	236,736	191,509	136,515	96,004	76,217	1,479,053	
影響額	収益的収入	0	0	0	▲ 210,435	▲ 207,033	▲ 204,263	▲ 200,432	▲ 197,218	▲ 193,834	▲ 1,213,215	
	収益的支出	0	0	▲ 62,843	▲ 64,737	▲ 67,074	▲ 70,605	▲ 74,147	▲ 76,737	▲ 78,889	▲ 495,032	
	純利益	0	0	62,843	▲ 145,698	▲ 139,959	▲ 133,658	▲ 126,285	▲ 120,481	▲ 114,945	▲ 718,183	

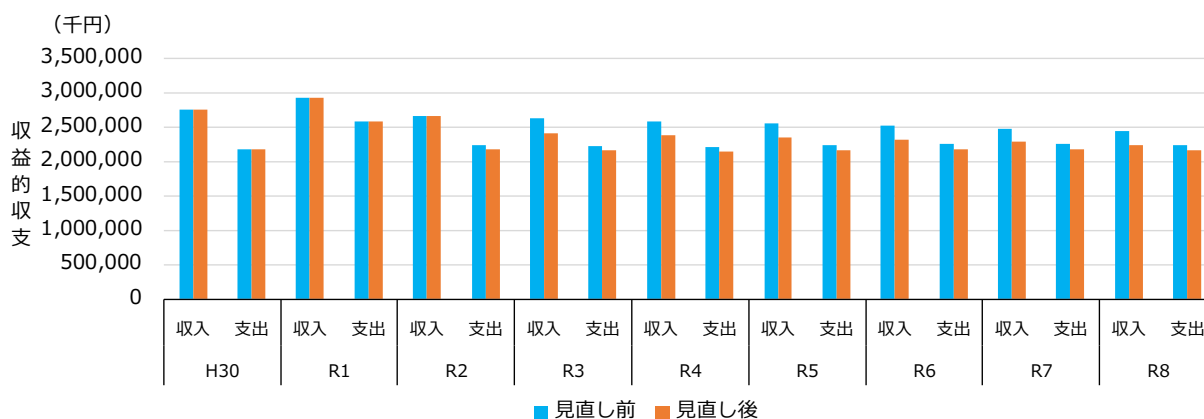


図 4.1 料金見直し後の収益的収支の見通し

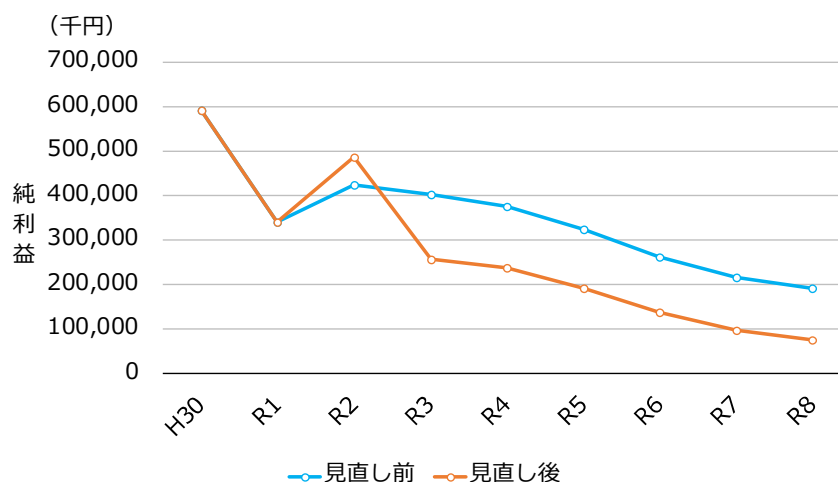


図 4.2 料金見直し後の純利益の見通し

2 資本的収支の見通し

資本的収入は、収支算定条件の見直し及び水道料金見直しによる影響を受けないため、水道事業ビジョンでの推計値と等しくなっていますが、資本的支出については、令和7（2025）年度以降、資本的支出が増加しています。原因として、支払利息の利率を見直しているため、令和2（2020）年度から5年後の令和7（2025）年度以降の企業債償還額が変動しているためです。

水道料金見直し後の資金残高については、補てん財源の内訳にて収益的収支の純利益が計上されるため、見直し前と比べ減少する見通しとなります。

表 4.2 料金見直し後の資本的収支の見通し

(千円)

項目		H30	R1	料金算定期間						料金算定期間 (R2~R8)の合計	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7		R8
資本的収入	見直し前	151,964	367,839	221,500	265,800	385,200	386,300	291,100	250,100	191,600	1,991,600
	見直し後	151,964	367,839	221,500	265,800	385,200	386,300	291,100	250,100	191,600	1,991,600
資本的支出	見直し前	942,092	1,488,779	951,652	1,117,436	1,534,715	1,519,005	1,160,971	993,681	773,059	8,050,519
	見直し後	942,092	1,488,779	951,652	1,117,436	1,534,715	1,519,005	1,160,971	994,116	774,259	8,052,154
資金残高	見直し前	3,174,117	2,808,071	2,922,615	2,912,965	2,625,693	2,334,593	2,249,136	2,253,389	2,378,269	17,676,660
	見直し後	3,174,117	2,808,071	2,985,440	2,830,074	2,402,825	1,978,049	1,766,289	1,649,608	1,658,325	15,270,610
影響額	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	435	1,200	1,635
	資金残高	0	0	62,825	▲ 82,891	▲ 222,868	▲ 356,544	▲ 482,847	▲ 603,781	▲ 719,944	

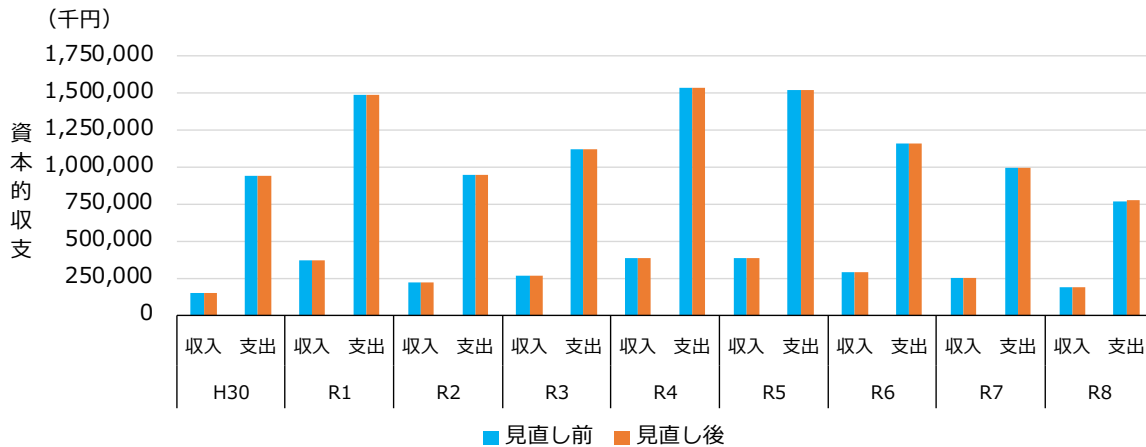


図 4.3 料金見直し後の資本的収支の見通し

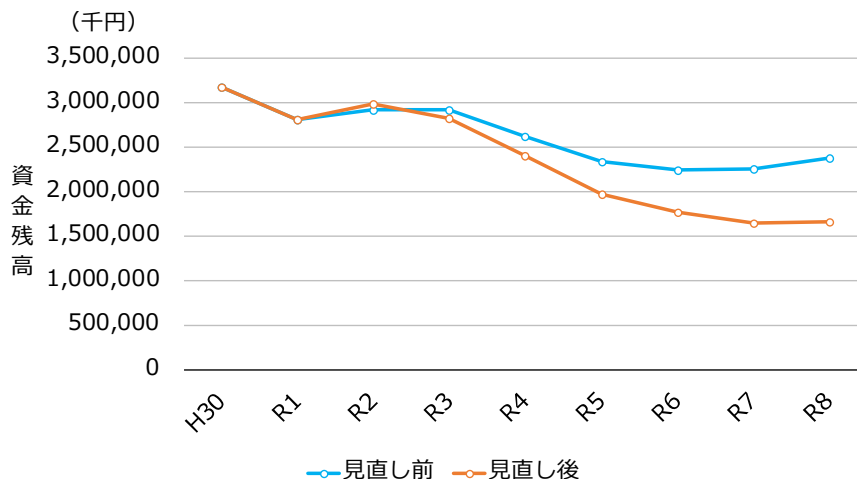


図 4.4 料金見直し後の資金残高の見通し

3 経営指標の見通し

(1) 現行料金の場合

水道料金は現状維持となるので、供給単価は令和2(2020)年度以降、186.0円/m³で推移します。料金回収率は、給水原価が今後も増加傾向を示していますが、供給単価が高い水準であるため、100%以上を維持しています。

表 4.3 経営指標の推移（現行料金）

項目	H30	R3	R8	望ましい方向性
経常収支比率 (%)	127.3	118.0	108.5	▲
料金回収率 (%)	121.2	116.8	107.0	▲
給水原価 (円/m ³)	152.2	159.3	173.9	▲
供給単価 (円/m ³)	184.4	186.0	186.0	▲

※R2以降の供給単価はH28~30の3ヶ年実績の平均値としています。

(2) 料金見直し後の場合

令和3(2021)年度に水道料金を見直すため、その後の供給単価は168.9円/m³と現行料金の場合よりも安価となっています。料金回収率は、現行料金の場合と比べて減少傾向にありますが、ほぼ100%で推移する見通しとなっています。

表 4.4 経営指標の推移（料金見直し後）

項目	H30	R3	R8	望ましい方向性
経常収支比率 (%)	127.3	111.8	103.5	▲
料金回収率 (%)	121.2	106.0	97.1	▲
給水原価 (円/m ³)	152.2	159.3	173.9	▲
供給単価 (円/m ³)	184.4	168.9	168.9	▲

(3) 供給単価の比較

水道料金見直し後の供給単価を近隣自治体、類似団体平均、大阪府内平均及び全国平均と比較すると以下のとおりとなります。

本市水道事業の供給単価は、平成 30 (2018) 年度と料金見直し後で 15 円程度安価となっており、平成 30 (2018) 年度は全国平均を上回っていましたが、見直し後にて若干安価となります。類似団体平均及び大阪府平均と比較すると、見直し後においても本市が上回っている状態です。

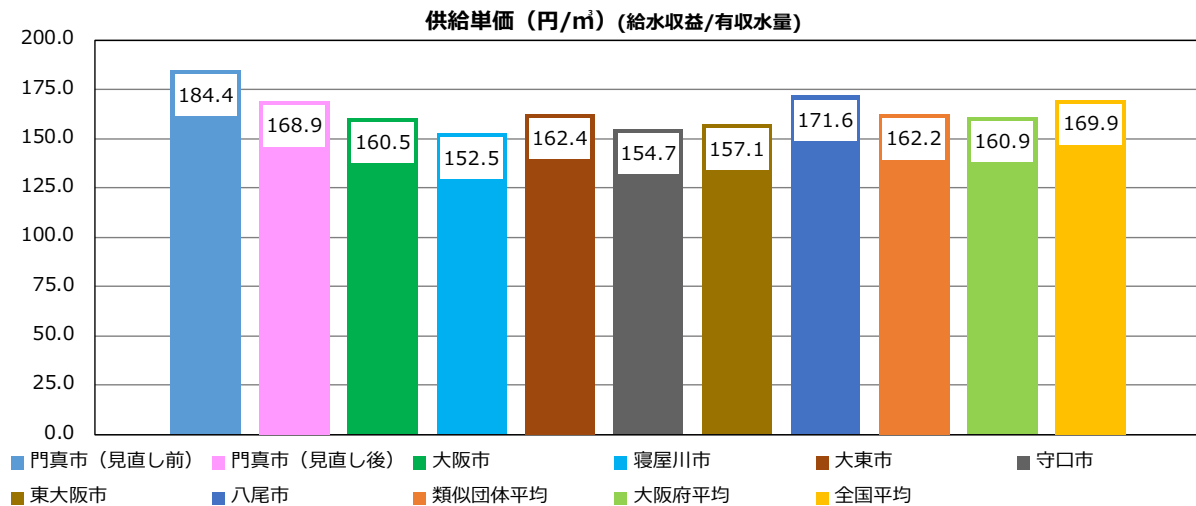


図 4.5 料金見直し後の供給単価の比較

- ※1 門真市 (見直し前) : 平成 30 (2018) 年度の値
- ※2 門真市 (見直し後) : 令和 3 (2021) 年度以降の値
- ※3 類似団体平均、大阪府内平均、全国平均、近隣自治体 : 平成 29 (2017) 年度の値